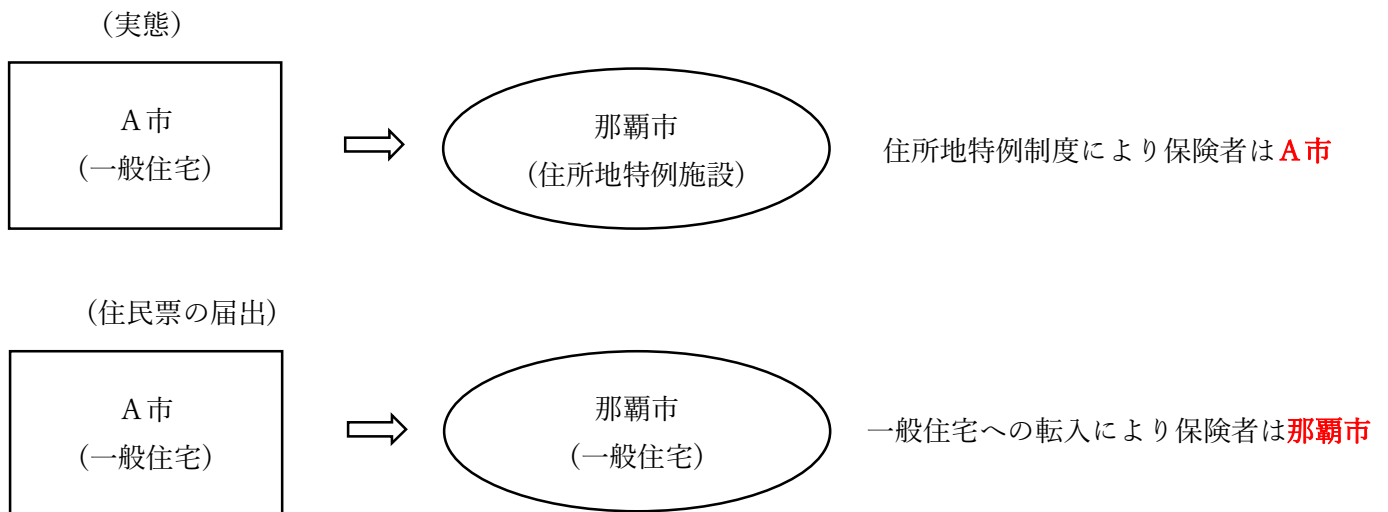


施設入所・退所したときの住民異動の届出について

施設に入所・退所したときなど、生活の拠点が変わる場合は生活拠点に沿って住所の異動を届出しなければならないが、住所変更を届出していない事例が多々あります。住所変更の届出をせず、後日その事実が判明した場合、認定の引継ぎができないなどの問題が生じます。

【問題事例】

A市の実家から那覇市の住所地特例施設に入所したが、家族が施設宛に郵便物が送られるのを避けて、那覇市にある兄弟の住所(一般住宅)へ住所変更の届け出をした。



保険者が変わる場合、14日以上前にさかのぼって届出を修正すると認定の引継ぎが行えず、無認定の期間ができてしまい、その間に受けたサービス費は自己負担となります。

このような事例が発生しているため、施設に入所・退所などの異動があった際は生活拠点に沿った住所変更の届け出をするようにご案内をお願いします。